

件名	愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	農村地域工業等導入促進法第10条の地区を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年3月31日公布、平成18年4月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>農村地域工業等導入促進法第10条の地区を定める省令の一部が改正されたことに伴い、指定工業等導入地区における事業税及び不動産取得税に係る課税免除制度を2年間延長するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定工業等導入地区における事業税及び不動産取得税の課税免除の対象となる対象設備の設置期限の延長 指定工業等導入地区において対象設備を平成18年3月31日までの期間に新設し、又は増設した者 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">平成20年3月31日</p>	
施行日	公布日（平成18年4月1日適用）
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 指定工業等導入地区 農村地域内において、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業を導入すべき地区として指定された地区 7市町10地区（宇和島市三間、伊予市豊岡、西予市向平、西予市野田、西予市野村、西予市城川、上島町瀬越、内子町黒内坊、松野町松野、愛南町円座）</p> <p>2 対象となる設備の取得要件 (1) 一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が3,000万円を超え、 (2) かつ、増加する雇用者の数が15人を超えるもの（道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業）</p> <p>3 特別措置の期間 事業税の課税免除については、最初に適用された年度以降3箇年</p> <p>4 課税免除による減収額（S51～H17）【減収額の75%は、地方交付税で措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業税 100,626千円（6件） 不動産取得税 143,370千円（10件） 	